

加入員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

健康保険法の一部改正について(お知らせ)

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、健康保険法の一部改正について下記のとおりお知らせいたします。

記

入院時食事療養標準負担額の見直しについて

医療機関に入院したときの食事にかかる入院時食事療養費の標準負担額が、令和 7 年 4 月 1 日から次のとおり見直されることになりました。

(65 歳以上の方が療養病床に入院した場合の生活療養費のうち居住費についての改正はありません。)

○改正内容

所得区分	現 行 一食につき	令和 7 年 4 月 1 日以降 一食につき
一般所得	4 9 0 円	5 1 0 円 ^{※1}
低所得 ^{※1}	2 3 0 円	2 4 0 円
70 歳以上 低所得Ⅱ ^{※2}	〔入院日数 90 日以上〕 180 円	〔入院日数 90 日以上〕 190 円
70 歳以上 低所得Ⅰ ^{※3}	1 1 0 円	1 1 0 円 (変更なし)
指定難病患者 小児慢性特定疾病患者	2 8 0 円	3 0 0 円

※1. 管理栄養士または栄養士による管理が行われていない場合等、基準に満たない場合は、一食につき 470 円

※2. 低所得者、70 歳以上低所得Ⅱは、市区町村民税非課税世帯

※3. 70 歳以上低所得Ⅰは、市区町村民税非課税世帯で、かつ世帯が一定基準に満たない方（年金収入 180 万円以下等）

* 上記についてご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問い合わせください。